

# 大型車両を取り巻く課題への対応

<第5回 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会>

平成29年9月14日（木）

# 1.現状の課題

## 1-1. 課題の再確認

昨年度の連絡協議会においては、それぞれの立場が抱える大型車両を取り巻く課題についてヒアリング等を通じて抽出し、共有した。

今年度は、追加で行ったヒアリングによって確認された課題を含めて、表1に今迄に対策を実施又は継続的に実施する課題を再整理した。

＜表1＞大型車両を取り巻く課題の再整理

＜対策を実施又は継続的に実施する課題＞	
広報 対応	課 題
①	特車制度が煩雑でわかりにくい。
②	荷主によっては、法令順守より価格重視の傾向も見受けられる。
①	許可条件に基づき誘導車を配置し、一時停止制限をかけると制度を認知していない一般車両からクレームを受けることがある。
①	協会等の団体加盟事業者には注意喚起や情報提供を行うことが可能だが、違反の多い非加盟事業者に対する手段がない。
①	違反車両は事故に直結しやすいため、交通安全の観点からも対策が必要である。
①	協会等に加盟している事業者には、協会を通じて情報提供や協力を呼び掛けられるが、非加盟の事業者には、情報伝達手段がない。

# 1.現状の課題

## 1-1. 課題の再確認

昨年度の連絡協議会においては、それぞれの立場が抱える大型車両を取り巻く課題についてヒアリング等を通じて抽出し、共有した。

今年度は、追加で行ったヒアリングによって確認された課題を含めて、表2に今後対策を検討又は実施する課題を再整理した。

＜表2＞大型車両を取り巻く課題の再整理

今後対策を検討又は実施する課題		
広報 対応	取締 対応	課 題
	③	取締り（処分）等の権限が限定的であるため、他機関と連携してより効果的な取締りを行いたい。
③		ドライバーの労働環境の健全化が必要である。
③		大型車両の事故対策には道路構造上の対策が必要な箇所がある。
	③	基準を超過する車両の認可後のフォロー体制が構築されていない。
	⑥	取締り時に許可証の経路確認に時間を要している。
	⑥	取締りを行うスペースや機材、人員の余裕がない。
	⑥	違反データが電子化されていないため、違反が繰り返し行われていても同一事業者かどうか判別できない。
④		●道路法と道路交通法の違いを理解していない運送事業者が多く、法令毎の車両諸元の制限値について分かり易い周知が必要である。
④		●特車ゴールド制度の利用方法について、より一層の周知が必要である。
⑤		●荷主に対し法令遵守への協力を要請した運送事業者が取引を停止される事例があった。
⑤		●高速道路等における罰則強化以降、荷主はETC法人カードを利用する運送事業者に対し車両制限令に違反してでも運ぶように指示する傾向がある。

●：平成29年度に追加した課題

## 2.課題の対策

### 2-1. 対策を実施又は継続的に実施する課題

今年度、継続的に実施する課題への対策（案）を以下に示す。

#### ① 社会一般を含めた広報による対策

##### 【課題】

- ・特車制度が煩雑でわかりにくい。
- ・許可条件に基づき誘導車を配置し、一時停止制限をかけると制度を認知していない一般車両からクレームを受けることがある。
- ・協会等の団体加盟事業者には注意喚起や情報提供を行うことが可能だが、違反の多い非加盟事業者に対する手段がない。
- ・違反車両は事故に直結しやすいため、交通安全の観点からも対策が必要である。



##### 【昨年度までの対策】

- ・連絡協議会ホームページ、特車総合ツイッターによる広報を行った。
- ・大手新聞及び業界紙への広告掲載による広報を行った。
- ・広報集中期間に、大型車両が立ち寄りやすい道の駅を利用して、パネル展、チラシ配布等により周知を行った。
- ・事前にメディアに公表して、連絡協議会による公開合同取締を行った。



##### 【継続的対策案】

- ・連絡協議会ホームページ、特車総合ツイッターを活用した継続的な広報を行う。
- ・重点広報期間におけるラジオ広報、道の駅、高速SA/PAを利用したパネル展、チラシの配布等に等により周知を行う。
- ・事前にメディアに公表して、連絡協議会全員参加を目標とした公開合同取締を行う。

#### ② 荷主への対策

##### 【課題】

- ・荷主によっては、法令順守より価格重視の傾向も見受けられる。



##### 【昨年度までの対策】

- ・荷主業界に対してメルマガで周知を行った。



##### 【継続的対策案】

- ・荷主業界に対してメルマガ、機関紙等で周知を行う。
- ・荷主を対象とした意見交換会、説明会や、チラシの配布等により周知を行う。

## 2.課題の対策

### 2-2. 今後対策を検討又は実施する課題

今後対策を検討又は実施する課題への対策（案）を以下に示す。

#### ③ 運送事業者への広報による対策

【課題】

- ・ドライバーの労働環境の健全化が必要である。
- ・大型車両の事故対策には道路構造上の対策が必要な箇所がある。
- ・取締り（処分）等の権限が限定的であるため、他機関と連携してより効果的な取締を行いたい。
- ・基準を超過する車両の認可後のフォロー体制が構築されていない。



【対策案】

- ・関東運輸局と具体的な解決策について検討を行う。

#### ④ 運送事業者への広報による対策

【課題】

- ・道路法と道路交通法の違いを理解していない運送事業者が多く、法令毎の車両諸元の制限値について分かり易い周知が必要である。
- ・特車ゴールド制度の利用方法について、より一層の周知が必要である。



【対策案】

- ・連絡協議会ホームページや関係団体等のホームページを活用した広報を行う。
- ・関係団体等において、講習会や説明会等を通じて周知を行う。

#### ⑤ 荷主への広報による対策

【課題】

- ・荷主に対し法令遵守への協力を要請した運送事業者が取引を停止される事例があった。
- ・高速道路等における罰則強化以降、荷主はETC法人カードを利用する運送事業者に対し車両制限令に違反してでも運ぶように指示する傾向がある。



【対策案】

- ・荷主業界に対してメルマガ、機関紙等で周知を行う。
- ・荷主を対象とした意見交換会、説明会や、チラシの配布等により周知を行う。

## 2.課題の対策

### 2-2. 今後対策を検討又は実施する課題

今後対策を検討又は実施する課題への対策（案）を以下に示す。

#### ⑥取締における対策

##### 【課題】

- ・取締り時に許可証の経路確認に時間を要している。
- ・取締りを行うスペースや機材、人員の余裕がない。
- ・違反データが電子化されていないため、違反が繰り返し行われていても同一事業者か判別できない。



##### 【対策案】

- ・直轄国道事務所では、許可DBにアクセスして、許可証の確認ができるようにしたが、同様に、高速道路会社（日本高速道路保有・債務返済機構）で検討を行っている模様。
- ・取締現場の見学を行って、機材、スペース及び人員等について取締方法の検討を行う。
- ・違反業者の紐付及び範囲について検討を行う。

### 2-3. 特車許可の迅速化に関する課題

特車許可の迅速化に関する課題に対して実施した対策及び今後実施を検討する対策を以下に示す。

#### 特車許可の迅速化への対策

##### 【主な課題・意見】

- ・近年の特車申請数の増加を受けて、審査体制の見直しや申請の在り方から検討するべき。
- ・重さ/高さ指定道路も大型車誘導区間に指定する等の見直しが必要。
- ・包括協議を導入し、審査の効率化が必要。
- ・重複申請によって審査に余計な負荷が掛かっている。



##### 【昨年度までの主な対策】

- ・特車許可審査の効率化及び短縮化対策として、オンライン申請システムに、車検証情報との照合チェック機能等、追加の改修を行い平成28年3月21日から運用を開始。
- ・個別協議のオンライン化の試行運用、並びに、大型車誘導区間の追加拡大を行った。



##### 【今年度の主な対策】

☆通行許可迅速化検討部会において、申請者側及び審査者側との間で建設的な議論を行った。

各団体等からの要望等に対し、道路管理者の見解及び継続的に検討すべき事項の共有を図るとともに、道路管理者の見解については、各団体から会員に対して周知を行う。